

団体運営費補助金の見直しのための  
方針及び基準について  
【令和5年度版】

令和5年7月  
成 田 市

## はじめに

地方自治法第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるものとされております。

この規定に基づき、本市では、市民福祉の向上を効率的かつ効果的に促進するため、団体等が実施する社会的・文化的・経済的な事業活動や当該団体の運営費等に対して補助金を交付してきました。

補助金は、その性質上反対給付を求めない一方的な支出であり、その財源の多くは市民からの税金によって成り立っていることから、交付する根拠については、市民の十分な理解を得ることが必要とされています。

本市では、行財政改革の一環として、平成12年度及び平成17年度に団体運営費補助金の見直しを行うとともに、毎年度の事務事業評価や実施計画のローリング、さらには予算査定の際において、事業内容や財務状況に着目して個別の見直しを実施してきたところです。

また、平成29年度及び令和2年度には、「団体運営費補助金の見直しのための方針及び基準」を定め、ゼロベースでの見直し、事業費補助金への転換、終期の設定（サンセット方式）の方針により、補助の公益性・必要性・適格性・有効性の基本的な視点に基づき、各補助金について、全体的な見直しを行いました。

団体運営費補助金の公益上の必要性等については、定期的に検証する必要があることから、令和5年度に、令和6年度から令和8年度までを対象とし、改めてゼロベースで見直しを行います。

## 1. 補助金の区分及び見直しの対象

本市では、これまで補助金の種類を「事業補助金」と「団体補助金」に大別して整理してきましたが、平成29年度の団体運営費補助金の見直しを行うにあたり、「建設費補助金」、「事業費補助金」及び「団体運営費補助金」の3区分に分類して整理することとしました。

### 《目的別の分類》

区分	対象	説明
建設費補助金	団体等	地域での住民自治、社会福祉の推進等について高い必要性を認めるもので、公益性の高い施設の建設を支援するために交付する補助金 ※予算査定の場合等において個別に審査
事業費補助金	個人・団体	個人や団体が行う公益的な事業を支援するために交付する補助金 ※令和4年度に見直しを実施
団体運営費補助金	団体	公益的な団体の運営を支援するために交付し、用途が限定的でない補助金 ※平成29年度・令和2年度に見直しを実施

## 2. 見直しの方針

令和5年度における団体運営費補助金の見直しに当たっては、次の3つの方針により見直しを行います。

### (1) ゼロベースの見直し

団体運営費補助金においては、一度予算化されると、当初の目的が相対的に低下した場合であっても、廃止等の抜本的な見直しが出来ずに、長期にわたり継続して交付する傾向があることから、ゼロベースでの見直しを実施することとします。

なお、財務会計上、自己負担能力があり、自主的な運営が可能と認められる団体に対する運営費補助金は、原則として廃止（段階的な縮減を含む。）する方向で検討します。

### (2) 事業費補助金への転換

各種団体の運営費については、本来、会費などの自主財源で賄うべきものです。団体の設立時には自立を促すための補助が必要となる場合がありますが、団体の運営が軌道に乗った段階において、当該団体が実施する公益上必要とされる事業に対して補助すべきものと考えます。

そこで、今回の見直しにおいて、団体運営費補助金から事業費補助金への転換を促進するものとしします。

### (3) 終期の設定（サンセット方式）

交付団体の設立時には、運営基盤が脆弱であることから、自立できるまでの間、団体の運営費に対して補助することがありますが、公益上の必要を認め、一度補助金を交付してしまうと廃止をすることは困難となります。

また、社会経済情勢や本市をとりまく環境の変化に伴い、市民ニーズが高度化・多様化していることから、補助の公益性、必要性等について定期的に検証する必要があります。

そこで、団体運営費補助金については原則として終期を3年間に設定し、今回の見直しでは、令和6年度から令和8年度の補助金を対象に審査します。

令和9年度以降の補助金については、令和8年度に再度ゼロベースでの見直しを行うこととします。

### 3. 基本的な視点

補助金の交付は、公益上必要がある場合に限ってのみ行われるものですが、その財源の多くが市民からの税金であることに鑑み、次に掲げる4つの基本的な視点を持って補助の適否について判断することとします。

#### (1) 公益性について

- ① 補助要望団体の運営費に対して補助金を交付することが、客観的にみて公益上の必要性が認められるかを審査します。

なお、補助要望団体の事業活動が、次に掲げる活動であり、市民の利益に寄与することができるものを公益性があるもの(特定の者のみが利益に供することがないもの)と定義します。

- ア. 地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期待できる活動
- イ. 文化・芸術・スポーツ等の推進に寄与することができる活動
- ウ. 地域の経済・産業の振興、雇用の促進に寄与することができる活動
- エ. その他市民の利益に寄与することができる活動

- ② 補助要望団体の事業活動が、市の施策との整合性が図られているかを審査します。具体的には、総合計画における施策の体系との整合性を確認します。

#### (2) 必要性について

- ① 補助要望団体の事業活動の目的・視点・内容が、社会経済情勢や市民ニーズに適合しているかを審査します。
- ② 行政と市民との役割分担の観点から、本市が補助金を交付するという方法で、補助要望団体に関与すべきかを審査します。
- ③ 補助対象事業が実施されない場合、市民生活に大きな影響を与えるかを審査します。

(3) 適格性（妥当性）について

- ① 令和6年度から令和8年度の活動内容が、当該団体の設立の目的と合致し、補助事業者としての資格を有するかを審査します。
- ② 本市が補助要望団体を支援するに当たって、補助金という手段が最も適しているかを審査します。
- ③ 過去に交付した補助金が、成田市補助金等交付規則に基づき、適切な運用・事務処理が行われているかを審査します。
- ④ 繰越金の額等により、現状の補助額が適正であるかを審査します。

(4) 有効性（費用対効果）について

- ① 補助金を交付することにより、その効果が明確に示せるかを審査します。
- ② 補助要望団体の活動費用と効果のバランスがとれているかを審査します。
- ③ 団体が活動を継続する上で、補助は必要不可欠かを審査します。

※ 上記の基本的な視点に基づいた、補助金調査表（チェックシート）により、各補助金の見直しの方向性について、維持継続・事業費補助金への転換・縮小・改善・休止・廃止の判断をします。

## 4. 個別の審査基準

基本的な視点に適合し、公益上必要と認められる団体運営費補助金に対して、公費支出の適正化を図る観点から、次に掲げる個別の基準から審査することとします。

### (1) 補助対象経費の明確化

公金の支出という観点から、運営費に係る補助対象経費の厳格化を図ることとし、成田市補助金等交付規則運用方針第10条に掲げる次の経費については、原則として補助対象外とします。

- ① 補助事業に直接関わりのない人件費に係る経費
- ② 慶弔費及び交際費に係る経費
- ③ 懇親会及び飲食に係る経費
- ④ 慰労を目的とした旅費に係る経費
- ⑤ 入場料など受益者負担で賄うべき経費
- ⑥ 団体の資産形成（積立金等）につながる経費
- ⑦ その他補助することが適当でないと認められる経費

### (2) 財務状況の把握

決算書等に基づき補助要望団体の財務状況を分析し、財政的支援の必要性について判断します。その方法としては、適正な自主財源（会費等）が確保されているか、自主財源の確保に努めているか、繰越金が多額でないかなどを個別に審査していくこととします。

なお、補助金額以上の繰越金や内部留保資金などの余剰金が恒常的に発生している団体については、内容を確認し、補助の対象外とします。

### (3) 有効性からの制限

- ① 10万円以下の少額補助要望については、必要性を検証し、原則として補助対象外とします。
- ② 補助対象経費に占める割合が10パーセント以下の補助金については、必要性を検証し、原則として補助対象外とします。
- ③ 事業費が全額補助で賄われているなど、本来市が主体となっていくべき性質を有していると認められるものについては、市の直接執行や委託などの方法への転換を検討することとします。

#### (4) 成果指標の設定

補助をすることによる効果の検証を行うため、成果指標を数値化した上で見直しを行います。成果指標については、補助金の交付申請時において、当該団体から提出をさせるものとします。



## 5. スケジュール及び審査書類

補助金の見直し方法としては、団体運営費補助金を要望する団体を所管する課において、各団体から補助要望書、定款、事業計画書及び予算・決算書等を取りまとめるとともに、団体の要望事項を聴取した上で補助金調査表を作成し、新たに設定する補助金合同査定の場合において、その必要性について審査することとします。

### (1) 審査スケジュール

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| ① 令和5年 7月末 | 団体運営費補助金要望書等の提出           |
| ② 令和5年 8月  | 書類審査・ヒアリング                |
| ③ 令和5年 9月  | 財政課・企画政策課・行政管理課による合同査定の実施 |
| ④ 令和5年 10月 | 令和6年度当初予算要求書に反映           |

### (2) 審査書類

- ① 団体運営費補助金要望書  
(添付書類)
  - ア. 定款等の規約
  - イ. 予算書(令和5年度分)・決算書(令和4年度分)
- ② 補助金調査票
- ③ 補助金実績報告書(令和4年度分, 令和3年度分)
- ④ 個別の補助金交付要綱
- ⑤ その他必要と認められる書類

## 6. その他留意事項

団体運営費補助金に係る適正な執行を確保するため、交付の根拠を明確化するとともに、使途に係るチェック体制の強化及び市のホームページ等で情報を公開します。

### (1) 支出根拠の明確化

本市における補助金については、原則として、個別に交付規則を設けることとしておりますが、団体運営費補助金については規則化が馴染まないことから、成田市補助金等交付規則により交付しています。

また、交付する根拠についてはより明確にする必要があるため、個別の補助金交付要綱等を作成し、補助の目的・対象・効果・補助額の算出方法等について明文化しております。

### (2) 補助の検証

交付団体から提出された実績報告書等により、補助金の交付が目的に合致しているか、補助の必要性が十分認識できるか、行政サービスに十分反映されたかといった検証を行っております。

なお、一部の団体において不適切な会計処理が認められたことから、原則として、実績報告時に領収証等の支出を確認できる書類の提出を求め、補助金交付団体に対して、必要に応じ、監査（実地調査）を適宜実施することとします。

### (3) 補助交付団体の自主運営の推進

交付団体の中には、市が事務局を担当しているものがあります。団体の独立性を促し、市と団体との適正な関係を構築するため、団体の事務は団体において行うことを原則とし、その解消を図ることとします。

### (4) 情報公開の推進

透明性の確保や市の説明責任を果たすため、今回の見直し結果について、本市のホームページ上に公表することとします。